

情報システム評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ICT調達の適正化を目的として情報システム評価を行う情報システム評価委員会（以下「評価委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 情報システム開発評価に関する事項
- (2) ICT施策との調整に関する事項
- (3) その他評価案件に関する事項

(組織)

第3条 評価委員会は、行政・デジタル改革局長、デジタル政策幹、情報システム戦略課長をもって構成する。

(委員)

第4条 評価委員会に委員長を置き、行政・デジタル改革局長がこれを務める。
2 評価委員会に副委員長を置き、情報システム戦略課長がこれを務める。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、行政・デジタル改革局長が招集する。
2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 評価委員会の事務局は、企画財政部情報システム戦略課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。